2　前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。
一　官報に掲載する方法
二　関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体の公報、広報紙又はウェブサイトに掲載する方法
三　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
3　第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たっては、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。
一　事業者の事務所
二　関係地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該関係地方公共団体の庁舎その他の施設
三　前二号に掲げるもののほか、第一種事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設
4　第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を公表するに当たっては、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。
一　事業者のウェブサイトに掲載する方法
二　関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体のウェブサイトに掲載する方法
5　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
三　配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
（関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法）
第十四条　配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は当該配慮書を添えて、当該関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日程度の適切な期間を定めて行うものとする。
2　配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた場合は、同条第五項の規定により提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努めるものとする。
3　関係地方公共団体である都道府県の知事（この条において「関係都道府県知事」という。）は、第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
4　前項の場合において、関係都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体である市町村の長（この条において「関係市町村長」という。）の環境の保全の見地からの意見を求めることができるものとする。
5　第三項の場合において、関係都道府県知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、第二項の各書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配意するよう努めるものとする。
6　第四条第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十条第四項に規定する一の政令で定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市の長が第一項の書面の送付を受けたときは、同項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、関係都道府県知事は必要に応じ第一種事業を実施しようとする者に対し意見を述べることができるものとする。
7　第三項又は前項の規定により意見を述べた都道府県知事又は市長は、速やかに当該書面を経済産業大臣に送付するものとする。

様式第一中「第1条」を「第15条」に改める。
様式第二及び様式第三中「第20条」を「第37条」に改める。
別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四中「第七条」を「第二十一条」に改める。
別表第五中「第七条」を「第二十一条」に改め、「騒音」の下に「及び超低周波音」を加える。
別表第六、別表第七、別表第八、別表第九及び別表第十中「第九条」を「第二十三条」に改める。
（電気事業法施行規則の一部改正）
第二条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。
第六十一条の二第一項第三号中「事業に係る」の下に「計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」を加え、「、環境」を「並びに環境」に、「第二条各号」を「第十六条各号」に改める。
様式第四十六の二中「第5条第1項」の下に「及び第6条第1項」を、「方法書」の下に「及びこれを要約した書類」を加える。
附　則
この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第五十四号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

平成二十五年度の血液製剤の安定供給に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　アルブミン　加熱人血漿（しょう）たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン
二　組織接着剤　フィブリノゲン加第Ⅻ因子及びフィブリノゲン配合剤
三　血液凝固第Ⅷ因子　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子
四　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子
五　インヒビター製剤　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子
六　トロンビン　トロンビン（人由来のものに限る。）
七　人免疫グロブリン　人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH四処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
八　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン